

労務 ROAD

■職場のハラスメント対策が事業主の義務となりました

ハラスメントとは、人の尊厳や人格を侵害するような言動や行為のことを指します。近年、法改正により、必要な措置を講じることを事業主に義務づけているハラスメントもあります。今回はハラスメントの種類についてご紹介します。働く人同士がお互いに尊重し合うことで、ハラスメントの無い職場にしましょう。

職場における「パワーハラスメント」とは

職場において行われる、①～③の要素**全てを満たす**行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

パワーハラスメント

大きく分けて6つの種類があります。

身体的な攻撃 <small>暴行・傷害</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●殴打、足蹴りを行う ●相手に物を投げつける 	精神的な攻撃 <small>脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●人格を否定するような言動を行う ●長時間にわたって、業務に関する厳しい叱責を繰り返す 	人間関係からの切り離し <small>隔離・仲間外し・無視</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる
過大な要求 <small>業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる 	過小な要求 <small>業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる 	個の侵害 <small>私的なことに過度に立ち入ること</small>  <small>(例)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●労働者を職場外で継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする

セクシュアルハラスメント

労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されたりすることをいいます。

2つの類型があります

対価型 <small>労働者の労働条件が不利益を受ける</small> <small>(例)</small> 事業主から性的な関係を要求されたが拒否したら、解雇された。
環境型 <small>労働者の就業環境が害される</small> <small>(例)</small> 上司が労働者の腰、胸などに度々触ったため、その労働者が苦痛を感じて就業意欲が低下。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

2つの類型があります

制度等の利用への嫌がらせ型 <small>制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害されるもの。</small> <small>(例)</small> 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
状態への嫌がらせ型 <small>女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの。</small>

【厚生労働省より】

VOL.884
(2312-4)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！



* 年末年始休業のお知らせ *

12月29日(金)～
1月4日(木)まで

誠に勝手ながら休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いたします。



12月労務スケジュール

- ・ 年末調整の準備
- ・ 賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）
- ・ 職場ハラスメント撲滅月間